

役員等報酬規程

社会福祉法人けいわ会

社会福祉法人けいわ会 役員等報酬規程

（目的）

第1条 この規程は、定款第八条、第二一条の規程に基づき、役員等の報酬等について必要なことを定める。

（定義）

第2条 本規定でいう役員とは、理事及び監事、評議員をいう。

（理事会及び評議委員会の出席報酬等）

第3条 役員が理事会及び評議委員会に出席したときは、別表1により1回分の報酬及び実費を支払うことができる。

（役員等の勤務報酬等）

第4条 役員が理事会及び評議委員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は別表1により報酬及び実費を支払うことができる。

2 理事および監事の報酬総額は年間100万円を超えない範囲で支給することができる。

（監事の報酬等）

第5条 監事が理事会及び評議委員会に出席したときは、別表1により1回分の報酬を支払うことができる。監事が理事会及び評議委員会以外の日において、監事の業務にあたった場合には、別表1により報酬及び実費を支払うことができる。

（慰労金等）

第6条 社会福祉法人けいわ会理事、監事、評議員の退職に際し、その労をねぎらう為、別表2のとおり退職慰労金を支給することができる。

（慶弔費・見舞金）

第7条 別表3のとおり慶弔費・見舞金を支給することができる。

（その他）

第8条 以上で定めるもののほか、必要な事項は理事会で決定する。

附則

この規程は、2017年4月1日から施行する。

この規定は、2019年6月1日から施行する。

別表1

(役員、監事)

名 称	報 酬 (1 回)	その他
理事会出席報酬等	10,000 円	実費
評議委員会出席報酬等	10,000 円	実費
理事業務報酬等	10,000 円	実費
監事業務報酬等	10,000 円	実費

別表2

(慰労金)

区 分	計 算 方 法
理事長	就任期間1年につき15,000 円
理事・監事・評議委員	就任期間1年につき10,000 円

別表3

(慶弔費・見舞金)

【弔慰金】

対 象	香 典	供 花	弔 電
本人	30,000 円	○	○
配偶者・子ども	10,000 円	○	○
父・母	10,000 円	○	○

【災害、病気見舞金】

対象は本人とし、状況により理事長判断において10,000 円～30,000 円とする。

【慶事】

対象は本人とし、叙勲、家屋新築等に対し、一律10,000 円とする。